

牧之原市国民保護計画

平成19年3月

牧 之 原 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	5
2	関係機関等の連絡先	9
3	国民の保護に関する仕組み	9
第4章	市の地理的、社会的特徴	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態	12
2	緊急処理事態	16
第2編	平素からの備えや予防	18
第1章	組織・体制の整備等	18
第1	市における組織・体制の整備	18
1	平素の業務	18
2	職員の参集基準等	18
3	消防機関の体制	19
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2	関係機関との連携体制の整備	21
1	連携体制の整備に当たっての基本的考え方	21
2	県との連携等	21
3	近隣市町との連携等	21
4	指定公共機関等との連携等	22
5	自主防災組織に対する支援	22
6	ボランティア団体等に対する支援	22
第3	通信の確保	23
第4	情報収集・提供等の体制整備	25
1	基本的考え方	25

2	警報等の伝達に必要な準備	2 5
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2 6
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	2 7
第 5	研修及び訓練	2 8
1	研修	2 8
2	訓練	2 8
第 2 章	避難及び救援に関する平素からの備え	3 0
1	避難に関する基本的事項	3 0
2	避難実施要領のパターンの作成	3 1
3	救援に関する基本的事項	3 1
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	3 1
5	避難施設の指定への協力	3 2
6	生活関連等施設の把握等	3 2
第 3 章	物資及び資機材の備蓄、整備	3 4
1	国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備	3 4
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検	3 4
第 4 章	国民保護に関する啓発	3 5
1	国民保護措置に関する啓発	3 5
第 3 編	武力攻撃事態等への対処	3 6
第 1 章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	3 6
1	初動連絡体制の確立及び初動措置	3 6
2	市対策本部に移行する場合の調整	3 7
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	3 7
第 2 章	市対策本部の設置等	3 8
1	市対策本部の設置	3 8
2	現地調整所	4 0
3	通信の確保	4 1
第 3 章	関係機関相互の連携	4 2
1	国・県の対策本部等との連携	4 2
2	知事、指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長等への措置要請等	4 2
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	4 2
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	4 3
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	4 3
6	市の行う応援等	4 4

7	自主防災組織に対する支援	4 4
8	ボランティア活動への支援等	4 4
9	住民への協力要請	4 4
第4章	警報及び避難の指示等	4 6
第1	警報の伝達等	4 6
1	警報の内容の伝達	4 6
2	警報の内容の伝達方法	4 6
3	関係機関への警報の流れ	4 7
4	緊急通報の伝達及び通知	4 8
第2	避難住民の誘導等	4 9
1	避難の指示の通知・伝達	4 9
2	避難実施要領の策定	5 0
3	避難住民の誘導	5 2
4	避難先区域の指定を受けた場合の対応	5 6
第5章	救援	5 7
1	救援の実施	5 7
2	関係機関との連携	5 7
3	救援の内容	5 8
4	救援の際の物資の売渡し要請等	6 0
第6章	安否情報の収集・提供	6 2
1	安否情報の収集	6 2
2	県に対する報告	6 2
3	安否情報の照会に対する回答	6 2
4	日本赤十字社に対する協力	6 3
5	安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	6 3
第7章	武力攻撃災害への対処	6 4
第1	生活関連等施設の安全確保等	6 4
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	6 4
2	武力攻撃災害の兆候の通報	6 4
3	生活関連等施設の安全確保	6 4
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	6 5
第2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	6 6
1	武力攻撃原子力災害への対処	6 6
2	NBC攻撃による災害への対処	6 7
第3	応急措置等	7 0
1	退避の指示	7 0

2	警戒区域の設定	7 1
3	応急公用負担等	7 1
4	消防等に関する措置等	7 2
第 8 章	被災情報の収集及び報告	7 4
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	7 5
1	保健衛生の確保	7 5
2	廃棄物の処理	7 5
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	7 7
1	生活関連物資等の価格安定	7 7
2	避難住民等の生活安定等	7 7
3	生活基盤等の確保	7 7
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	7 8
1	法で規定される特殊標章等	7 8
2	特殊標章等及び赤十字標章等に係る普及啓発	7 9
第 4 編	復旧等	8 0
第 1 章	応急の復旧	8 0
1	基本的考え方	8 0
2	公共的施設の応急の復旧	8 0
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	8 1
1	基本的考え方	8 1
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	8 2
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	8 2
2	損失補償、損害補償	8 2
3	県の総合調整及び指示に係る損失の補てん	8 2
第 5 編	緊急対処事態への対処	8 3
1	緊急対処事態	8 3
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	8 3

